

合併処理浄化槽設置の助成があります

公共下水道・農業集落排水事業の整備区域外に合併処理浄化槽を設置する場合に、設置費用の一部を補助します。

※合併処理浄化槽を設置した場合、保守点検・清掃等の維持管理と法定検査が必要になります。

【放流水の水質基準】

合併処理浄化槽設置後の放流水の水質基準は、BOD10mg/ℓ以下です。

【補助対象・補助金額】

補助対象地域内において、住宅・事務所・事業所その他これらに類する建物に合併処理浄化槽を設置する場合は対象となり、補助金額の上限は表1のとおりです。

◆問い合わせ先

水道課

☎0859・54・5204

〔表1〕

新築の場合	
5人槽	32万3千円
6～7人槽	40万4千円
8人槽以上	54万8千円
汲み取り又は単独浄化槽からの転換の場合	
5人槽	44万1千円
6～7人槽	55万2千円
8人槽以上	74万7千円

林業退職金共済制度 (林退共)の退職金請求について

林退共は、昭和57年に発足した、林業界で働く方のための退職金制度です。以前、林業に従事されたことがあり、その当時、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。最寄りの支部または本部へお問い合わせください。

◆問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

☎03・6731・2889

未婚の児童扶養手当受給者の方に、給付金が支給されます

令和元年10月から消費税率が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、次の①～③のすべての要件に該当する方に対し、令和元年度に臨時・特別の措置として、給付金が支給されます。

◆申請先

①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母

②令和元年10月31日において、これまでに婚姻（婚姻の届出をしたもの）をしたことがない者

③令和元年10月31日において、事実婚をしていない者、または事実婚の相手方の生死が明らかでない者

◆支給額

17,500円
(原則として、令和2年1月に支給)

されます。

◆申請方法 申請書を郵送又は直接ご持参ください。

◆申請期間 令和元年8月1日(木)～12月5日(木)

◆申請先 福祉介護課または各支所
総合窓口室

※申請書を郵送、または直接ご持参ください。

申請書のほか支給要件等の確認に必要な書類がありますので、詳しくは福祉介護課までお問い合わせください。

◆問い合わせ先 福祉介護課

☎0859・54・5207

「無料法律相談会」



◆日時 8月23日(金)

18時～20時(前日までに要予約)

◆場所 米子コンベンションセンター第1会議室

◆内容 相続・遺言、借金・多重債務など身の回りの法律问题

◆問い合わせ先

鳥取県司法書士会

☎0857-24-7024